

越谷市保育所認可・確認に関する基準

平成27年7月15日市長決裁・平成28年9月30日市長決裁
平成30年3月29日市長決裁・令和2年3月31日市長決裁
令和2年12月28日市長決裁・令和6年6月28日市長決裁
令和7年3月28日市長決裁

第1 目的

この基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定に基づく保育所の認可及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定に基づく確認について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号。以下「認可基準条例」という。)、越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年規則第105号。以下「認可基準規則」という。)及び越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号。以下「確認基準条例」という。)に定めるものほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可及び確認を行うことを目的とする。

第2 認可の基本方針

保育所の認可に当たっては、「越谷市こども計画」に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数、延長保育等多様な保育サービスに対する需要及び将来の動向などを踏まえ、その必要性を審査するものとする。

第3 設置者

保育所を設置し運営する者(以下「設置者」という。)が、社会福祉法人又は学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)である場合にあっては別表1に掲げる要件を満たすこととし、社会福祉法人等以外の法人である場合にあっては別表2の要件を満たすこととする。

第4 保育所の立地条件等

1 位置

保育所の位置は、通所事業を行う場所として、安全性、利便性があり、保育所を開設することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。

2 名称

保育所の名称は、公序良俗に反しないものであり、かつ、すでに市内にある認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所又は認可外保育施設と同一のもの又は紛らわしいものでないこと。

3 定員

(1) 認可定員

ア 保育所の定員は、20人以上とする。ただし、地域の保育需要が高いと市が判断する場合には、60人以上とするよう努めなければならない。

イ 保育所に受け入れる対象は、就学前の全ての年齢の児童とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、特定の年齢の児童のみを受け入れることができる。

(ア) 分園を設置する場合

(イ) 近隣の認定こども園、保育所若しくは幼稚園又は地域型保育事業所との連携により、特定の年齢の児童以外の児童の受入れが確保できる場合

(ウ) 市長が特に認める場合

ウ 保育所の定員は、原則、各年齢別に定めるものとし、乳児を除く各年齢の定員は、1つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

(2) 利用定員

利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

(3) 定員の弾力化

保育所は、総定員の範囲内で受け入れることを原則とするが、認可基準条例、認可基準規則及びこの基準に定める設備及び職員配置の基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。ただし、連續する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月初日の在所人員の総和を各月初日の利用定員の総和で除したものをいう。）が120%以上であるときは、定員の見直しを行うものとする。

第5 保育所の用に供する土地及び建物並びに保育所の構造、設備等

1 土地及び建物の権利

(1) 設置者は、保育所の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて保育所を設置する場合は、別表3に掲げる要件を満たすこと。

(2) 保育所の用に供する土地又は建物には、抵当権等の制限物権その他の保育所の運営に支障となる権利が付されていないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該抵当権が独立行政法人福祉医療機構又は日本私立学校振興・共済事業団により設定されたものであるとき。（協調融資を含む。）

イ 次の基準に照らし、保育所の用に供する土地又は建物を担保に供することについて、その妥当性、必要性等があると認められるとき。

項目	内容
担保提供の目的の妥当性	担保の提供が保育所の用地として使用される土地の購入又はその建物建設に必要な借入金のためであり、抵当権等設定者が当該保育所を経営する法人であること。
担保提供の必要性	保育所の用に供する土地又は建物を担保に供する以外に適当な資金調達の手段がないこと。
担保提供方法の妥当性	当該担保の提供に係る借入金も含めた法人の借入金の償還計画について、法人の経営状況、今後の事業収入、法人に対する寄附金収入の見込み等から、確実に返済できるものであり、かつ、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないものであると認められること。 担保を提供する借入先が公的団体又は確実な民間金融機関であること。 原則として根抵当権でないこと。ただし、元本確定した場合は、この限りでない。
担保提供に係る意思決定の適法性	理事会、評議員会等の審議を経て、法人として借入金の目的及び担保提供の必要性についての意思決定がなされており、議事録が整備されていること。

ウ 特に保育所の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道駅の近傍（当該駅まで概ね徒歩10分圏内）に、土地及び建物両方の貸与を受けて保育所を設置する場合であって、保育需要の充足に特に資すると市長が認めたとき。（鉄道駅までの移動時間については、当該駅出入口の地上部分を起点として施設の敷地入口を終点とする経路のうち一般に利用しうる最短経路によることとし、当該経路を時速4kmで移動するものとして算出する。）

(3) (2)の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の補助金を受けて整備し

た又は整備する予定の建物及び構築物については、抵当権等の登記設定前に、当該補助金の交付要件に基づき財産処分の承認を得ること。

2 保育所に係る耐震

- (1) 保育所は、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けたものであること。ただし、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)」に定める方法により行った耐震診断により、次の事項が確認された場合は、この限りでない。

ア 木造の場合

構造耐震指標 1.1 以上

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合

各階の構造耐震指標 0.7 以上で、かつ、各階の保有水平耐力に係る指標 1.0 以上

- (2) (1)ア又はイに規定する基準を満たしていることの確認は、耐震診断報告書、耐震診断補強工事実施済みを証明する書類等により確認するものとする。

3 保育所の 2 方向避難

保育所は、火災等の非常時に乳幼児の避難上有効な出口を 2 以上設け、かつ、当該出口に通ずる避難上有効な通路を 2 以上設けること。

4 保育所の構造及び設備

保育所の構造及び設備は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他関係法令、認可基準条例及び認可基準規則に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮し、別表 4 に定める基準を満たすこと。

第 6 職員

1 施設長

- (1) 施設長(児童福祉法施行規則第 37 条第 1 項第 3 号の 2 の福祉の実務を担当する幹部職員をいう。以下同じ。)は、原則として、常勤かつ専任職員とする。この場合において、当該者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意がある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受け、保育所を適正に運営できる者であることとし、社会福祉法人等以外の者が設置者となる場合は、別表 2 の 3 に定める要件を満たすこと。

- (2) 施設長は、保育所長、保育園長などの名称にかかわらず、保育所にお

いて保育を行う乳幼児の健康と安全に責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持つ。したがって、当該保育所内の他の職員の指示・監督により業務を行う者は施設長とはみなさないものとする。

(3) 施設長の専任については、以下の要件に該当しない場合は、専任と判断しないものとする。

ア 常時、実際に当該保育所の管理運営の業務に専従していること。

イ 施設長就任中は2以上の施設や他の事業、会社等と兼務することなく、施設長の職務に専念すること。

(4) 設置者の代表者が施設長を兼任する場合については、次の条件を満たしていること。この場合において、当該設置者における実施事業が当該保育所（当該施設において付随事業として一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施する場合を含む。）のみのときは、専任として取り扱うものとする。

ア 公共性が確保されるとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。

イ 他に適當な人材を求めることが困難であること。

ウ アの要件を具備しているかどうかの判断は、次の「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保に係る判断基準」により行うものとする。

社会福祉法人以外の設置者については、これに準ずる。

社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保に係る判断基準	
a	理事会及び評議員会の構成が適正であること。 (a) 理事及び評議員が適格性を備えていること。 (b) 適正な選任手続きにより選任されていること。 (c) 任期が明確であること。 (d) 欠員がないこと。
b	理事会及び評議員会が適正に運営されていること。 (a) 要議決事項の審議議決が適正に行われていること。
c	監事の業務執行状況が適正であること。 (a) 理事及び評議員の業務執行状況の監査が適正に行われていること。 (b) 法人の財産状況の監査が適正に行われていること。
d	保育所の運営が適正に運営されていること。 (a) 独善的、非民主的な運営が行われていないこと。

<p>(b) 施設長としての職責を十分果たしていること。</p> <p>(c) 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。</p>
<p>e 今後も引き続き a から d までの要件を満たすことが期待できること。</p>

エ 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価機関又は評価者による評価を受審すること。なお、受審頻度については、委託費の加算において5年に1度程度と想定されていることから、必ずしも毎年受審することは求めないこととする。

2 保育士

(1) 認可基準条例第37条第2項の保育士の数は、常勤の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、以下のとおり、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値の小数点以下の端数を四捨五入することによる。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0\text{歳児の数} \times 1 / 3) \\ &\quad + \{ (1\text{歳児の数} + 2\text{歳児の数}) \times 1 / 6 \} \\ &\quad + (3\text{歳児の数} \times 1 / 15) \\ &\quad + \{ (4\text{歳児の数} + 5\text{歳児の数}) \times 1 / 25 \} \end{aligned}$$

(2) 保育に当たっては、常時複数の保育士を配置すること（認可基準条例附則第4項に規定する特例を適用する場合を除く。）。

(3) (1)の規定にかかわらず、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育する乳幼児の数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の待遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、常勤以外の保育士を充てることができる。

ア 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置されていること。

イ 常勤の保育士に代えて常勤以外の保育士を充てる場合の当該常勤以外の職員の合計勤務時間数が、常勤の職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

(4) (3)の規定により常勤以外の保育士を充てる場合は、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」による子どもの発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともに、これを明確にしておくこと。

(5) 「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方

について(令和2年2月14日子保発0214第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)」の趣旨に鑑み、保育所において、当該保育所の開所時間中に、全ての乳幼児が帰宅するなどにより乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、(2)の規定にかかわらず、保育士を配置しないことができる。ただし、以下に掲げる要件を満たす場合に限る。

ア 突発的な事由により関係行政機関又は保護者が当該保育所に連絡する場合に備えて、当該保育所の開所時間内において隨時円滑に施設長等へ連絡が取れるよう、開所時間中は施設長、施設長の権限を代行する者等が常駐する、職員間の連絡体制を整備するなど、確実な連絡手段、連絡体制が確保されていると認められること。

イ タイムカード、ICカードによる記録、情報機器端末の使用記録等の客観的記録を基礎として、乳幼児の登所及び降所の時間並びに保育士の出勤及び退勤の時間の状況を把握し、現に当該保育所において保育されている乳幼児の数と乳幼児の保育に従事している保育士の数が確認できること。

(6) 保育所においては、子ども・子育て支援法に基づき市町村（特別区含む。）が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、(5)の規定による取扱を実施することにより、各保護者の希望に基づく保育所の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要があること。保護者が乳幼児を預けることをためらうような依頼等も適切ではない。

(7) 認可基準規則第3条に規定する保育士の特例を適用する場合は、「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和4年11月30日厚生労働省子ども家庭局保育課通知）」に定めるところによること。

(8) 認可基準規則第4条第2号に規定する児童福祉施設等は、次に掲げるいずれかの施設とする。

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

イ 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

エ 認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに

規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則第49条の2で定めるものを除く。）であつて、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。）

- (9) 認可基準条例附則第4項に規定する必要な保育士が1人となるときは、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が1.4以下となるときとする。
- (10) 認可基準条例附則第5項の規定により幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を保育士とみなす場合は、次に掲げることに留意すること。
 - ア 幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に發揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましいこと。
 - イ 保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。
- (11) 認可基準条例附則第6項の規定により市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなす場合は、保育士とみなされた者に対し、保育士資格の取得を促していくこと。
- (12) 認可基準条例附則第4項から第7項までに規定する特例の対象となる保育所は、過去3年間の指導監査において、市長から勧告や改善命令等を受けていないものとする。

3 調理員

定員40人以下の施設にあっては1人以上、定員41人以上150人以下の施設にあっては2人以上、定員151人以上の施設にあっては3人以上調理員を配置すること。

4 嘴託医

嘴託医及び歯科嘴託医をそれぞれ1人以上確保することとし、当該医師との間で書面による契約を締結すること。

第7 運営

1 保育時間・開所時間・休所日

(1) 保育時間

保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して(2)に規定する開所時間内で、保育所の長が定めるものとする。

(2) 開所時間

保育所の開所時間は、1日につき連続した11時間以上を原則とする。

(3) 休所日

保育所の休所日は、原則、次に掲げるとおりとする。ただし、当該日の開所を妨げない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 保育内容

保育の内容及び運営等については、次に掲げる事項に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

(1) 保育所における保育は、「保育所保育指針」に従うこと。

(2) 保育所は、地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、関係機関と連携し、行動すること。

(3) 保育所は、認可基準条例第42条の趣旨を踏まえ、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表並びに結果に基づく改善を図ること。

3 保険への加入

保育所は保育を提供するに当たり、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付、施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

4 食事の提供

(1) 食事の提供における衛生管理

食事の提供における衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、越谷市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

(2) 調理業務の委託

乳幼児に対する食事の提供は、保育所の職員により行われることが原

則であるが、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)」に定めるところによること。

(3) 食事の提供の特例

乳幼児に対する食事の提供は、保育所内での自園調理が原則であるが、満3歳以上の児に対する食事の提供について認可基準条例第36条の規定により当該保育所外で調理し搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合は、次に掲げることに留意し適切に行うこと。

ア 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定める配送過程の衛生基準を遵守すること。

イ 保健衛生面・栄養面については越谷市保健所等の助言・相談に従うとともに、調理業務の委託・受託については、「保育所における調理業務の委託について」の内容に十分留意すること。

ウ 食を通じた乳幼児の健全育成については、「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)」、「第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画」等を参考にすること。

(4) 調理する者に対する綿密な注意

保育所において調理又は調乳を担当する職員については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で、調理又は調乳業務に従事させること。

5 登所等の方法

保育所への登所や保育所からの降所に際し、保育所が保有するバス等を利用することについては、保育所の設置場所等の地域状況を勘案して、差し支えないこととする。この場合において、次に掲げる事項に基づき、実施すること。

- (1) バス等の利用に当たっては、運転手以外に付添いのための保育士等の職員を配置することとし、配置する職員の数の算定に当たっては、乳幼児の数の状況に応じ第6の2(1)に定める算定方法を準用すること。
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)等の関係法令を遵守すること。
- (3) 「幼稚園におけるスクールバスによる安全確保の推進について(平成

19年1月17日文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知18初幼教第10号)」を参考に、安全確保に留意すること。

- (4) 認可基準条例第7条の3第2項に規定する「ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであること。

6 安全計画の策定

認可基準条例第7条の2に規定する安全計画については、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課通知)」を参考に、策定すること。

7 インクルーシブ保育

認可基準条例第11条の規定に基づき、インクルーシブ保育を行う場合は、「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について(令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課等通知)」に定めるところによること。

8 業務継続計画の策定

認可基準条例第14条に規定する業務継続計画については、「児童福祉施設等における業務継続計画等について(令和4年12月23日厚生労働省子ども家庭局総務課等通知)」を参考に、策定すること。

9 苦情解決

認可基準条例第21条第1項の措置については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知別紙)」に準じ、適切な措置を講ずること。

第8 夜間保育所の設置

夜間保育所の設置については、「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて(平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)」により認可を行うものとする。この場合において、施設長は、保育士の資格を有し、直接乳幼児の保育に従事することができる者とすること。

第9 保育所分園の設置

保育所分園の設置については、本園（本体となる保育所のことをいう。）と分園の一体的な運営の確保を前提とし、「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」に定める要件を満たすこと。

第10 子ども・子育て支援法附則第6条の委託費の額の算定に係る基準

保育所は、子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費の支給に係る施設として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第6及び第7に掲げる要件（夜間保育所又は保育所分園の場合にあっては、それぞれ第8に掲げる要件又は第9に掲げる要件も含む。）を満たすほか、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」において必要とされる要件を満たすこと。

附 則（平成27年7月15日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月30日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日市長決裁）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則（令和2年12月28日市長決裁）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日市長決裁）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1　社会福祉法人等が設置者となる場合の要件

- 1 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 2 認可基準条例第8条に抵触しないこと。
- 3 保育所の運営については、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならぬこと。次のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。
 - (1) 直近の会計年度において債務超過（負債総額が資産総額を超えていることをいう。以下同じ。）となっている。
 - (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
 - (3) 租税公課を滞納している。
- 4 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて保育所を設置する場合は、社会福祉法人にあっては別表3の1又は2に掲げる要件を、学校法人にあっては別表3の3に掲げる要件を満たすこと。
- 5 認可を受けるに当たり、社会福祉法人にあっては別表5の1に掲げる条件を、学校法人にあっては別表5の2に掲げる条件を遵守できること。

別表2 社会福祉法人等以外の者が設置者となる場合の要件

- 1 保育所を経営するために必要な経済的基礎として、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - (1) 原則として、保育所の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて保育所の経営を行う場合は、別表3の3に掲げる要件を満たすこと。
 - (2) 保育所の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (3) 保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、債務超過でないこと、直近の会計年度において3年（設立からの会計年度が1年以上2年未満の場合にあっては直近1年、設立からの会計年度が2年以上3年未満の場合にあっては直近2年）以上連續して損失を計上していないこと、租税公課を滞納していないことなど財務内容が適正であること。
- 2 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。（(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。）
 - (1) 実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。(3)において同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - (3) 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- 4 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 5 認可基準条例第8条に抵触しないこと。
- 6 認可を受けるに当たり、別表5の2に掲げる条件を遵守できること。

別表3 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件

1 既設法人が土地又は建物の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件

- (1) 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当するなど、安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
 - ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において10年以上とされていること。
 - イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。
- (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 既設法人以外の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件

- (1) 貸与を受けている土地について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であるなど安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
- (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の法人が土地又は建物の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件

- (1) 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当するなど、安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
 - ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において10年以上とされていること。

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。

- (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) (3)とは別に、次のア及びイの合計額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
ア 1年間の賃借料相当額（公的補助による継続的な賃借料補助を控除した自己負担分相当額とする。以下同じ。）

イ 1,000万円（1年間の賃借料相当額が1,000万円を超える場合は当該1年間の賃借料相当額）

- (5) (4)イに規定する額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合は、当該額の2分の1に相当する額まで減額することができる。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

備考 この表において、「既設法人」とは、既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所若しくは幼保連携型認定こども園を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人のことをいう。

別表4 保育所の構造、設備等の基準

設備区分	基準設備・面積等
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 乳児及び満2歳に満たない幼児は満2歳以上の幼児と発育・発達程度、生活リズム等が異なるため、乳児室又はほふく室は保育室とは別の区画とすることが望ましいこと。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は乳児及び満2歳に満たない幼児1人につき3.3m²以上、保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98m²以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>※有効面積に含めることができる物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの ・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。） <p>(3) 認可基準条例第5条第2項の規定により、最低基準を理由として保育室等の面積を減少させることは認められないが、その要因となる事案が保育の質の向上に資するものであり、かつ、乳幼児への影響が少ないものであると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>※本取扱い等による乳幼児1人当たりの面積が減少することについては、本条の規定が最低基準を理由として、設備を低下させてはならないとするものであるため、許容される。</p> <p>(4) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(5) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
医務室	静養できる機能を有し、医薬品等を常備する医務室を設けること。カーテン等で区画することができれば、事務室等との兼用も可とする。
調理室等	<p>(1) 隣壁で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区別するため、原則として、検収場所、食品保管庫、下処理室、調理室前室、調理室を設けること。検収場所は下処理室との兼用も可とする。</p> <p>(3) 原則として、手洗い設備が各作業区域の入り口にあること。</p> <p>(4) 調理室は、給食の量に応じた設備及び面積を有し、調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存できる設備があること。</p> <p>イ シンクは、用途別に相互汚染しないよう設けること。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>(5) 食器消毒保管庫等の調理器具、食器等が外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。</p> <p>(6) 調理員用の便所は、原則として、別に設けること。</p> <p>(7) 定員30人以下の小規模な保育所であって(2)、(3)、(4)イ、(5)及び(6)によりがたい場合は、汚染作業と非汚染作業を明確に区分し食材の相互汚染を防止するなど、必要な措置をとること。</p>

調乳室	乳児用設備として、調乳室を設けること。調乳室は、独立の室であることが望ましいが、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。
沐浴室	乳児及び満2歳に満たない幼児用設備として、沐浴室を設けること。乳児及び満2歳に満たない幼児用便所、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。
便所	(1) 便所は、保育室等及び調理室等と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。 (2) 便所用の手洗設備が設けられていること。 (3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。 (4) 乳児及び満2歳に満たない幼児用に汚物処理設備を設けることが望ましいこと。
屋外遊戯場	(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。 (2) 同一敷地内の地上に設けること。ただし、特に保育所の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道の駅の近傍にあり、屋外遊戯場を同一敷地内の地上に設けることが著しく困難な場合であって、当該保育所の設置が保育需要の充足に特に資すると市長が認める場合は、この限りでない。
保育室等を2階以上に設ける場合の基準	(1) 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、認可基準規則第2条に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこと。 ア 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その保育所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。 イ 認可基準規則第2条第3号に規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。 (2) 保育室等の設置階の判断に当たっては、避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。
駐車場	定員の1割を目安に駐車場を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 定員30人以下の小規模な保育所である場合 イ 特に保育所の整備を推進すべきと認める地域にある鉄道の駅の近傍（当該駅まで概ね徒歩10分圏内）にあり、当該保育所の設置が保育需要の充足に特に資すると市長が認める場合

別表5 認可の条件

1 社会福祉法人に対する条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他の関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第35条の規定を踏まえ、社会福祉法人会計基準に基づき、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、会計に関し市が必要と認める書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
- (4) 保育所の用に供する土地及び建物いずれについても、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬこと。ただし、次の条件を全て満たしていない場合は、当該担保の提供を承認しない。
 - ア 借入金は、保育所を経営する事業に限って充てられるものであり、抵当権等の設定者がその保育所を運営する法人であること。
 - イ 保育所の用に供する土地又は建物の担保を担保に供する以外に適当な資金調達の手段がないこと。
 - ウ 当該担保の提供に係る借入金も含めた法人の借入金の償還計画について、法人の経営状況、今後の事業収入、法人に対する寄附金収入の見込み等から、確実に返済できるものであり、かつ、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないものであると認められること。
 - エ 担保の提供に係る借入先は、公的団体又は確実な民間金融機関であること。
 - オ 原則として根抵当権でないこと。ただし、元本確定した場合は、この限りでない。
 - カ 理事会、評議員会等の審議を経て、法人として借入金の目的及び担保提供の必要性についての意思決定がなされており、議事録が整備されていること。

2 社会福祉法人以外の法人に対する条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他の関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

- (2) 確認基準条例第35条の規定を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに「積立金・積立資産明細書（別紙1）」を作成すること。
- (4) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による「貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）」、「借入金明細書（別紙2）」及び「基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（別紙3）」を作成すること。
- (5) 每会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
- ア 前会計年度末における貸借対照表
- イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
- ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書（学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者にあっては、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における「積立金・積立資産明細書（別紙1）」）
- エ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による「貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）」、「借入金明細書（別紙2）」及び「基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（別紙3）」
- (6) 保育所の用に供する土地及び建物いずれについても、これを処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、次の条件を全て満たしていない場合は、当該担保の提供を承認しない。
- ア 借入金は、保育所を経営する事業に限って充てられるものであり、抵当権等の設定者がその保育所を運営する法人であること。
- イ 保育所の用に供する土地又は建物の担保を担保に供する以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- ウ 当該担保の提供に係る借入金も含めた法人の借入金の償還計画について、法人の経営状況、今後の事業収入、法人に対する寄附金収入の見込み等から、確実に返済できるものであり、かつ、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないものであると認められること。

- エ 担保の提供に係る借入先は、公的団体又は確実な民間金融機関であること。
- オ 原則として根抵当権でないこと。ただし、元本確定した場合は、この限りでない。
- カ 理事会、評議員会等の審議を経て、法人として借入金の目的及び担保提供の必要性についての意思決定がなされており、議事録が整備されていること。

別紙1

積立金・積立資産明細書

自 年 月 日

至 年 月 日

区分

(単位:円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適用
○○積立金					
△△積立金					
××積立金					
合計					

(単位:円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適用
○○積立金					
△△積立金					
××積立金					
合計					

別紙2

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日

至 年 月 日

(単位:円)

区分	借入先	区分	期首 残高 ①	当期 借入金 ②	当期 償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償 還予定額)	元金償還 補助金	利率%	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期 支出額	利息補助 金収入			種類	地番 または内容	帳簿 価額
設備資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
長期運営資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
合計						()									

別紙3

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日

至 年 月 日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)	当期増加額 (B)	当期減価償却額 (C)	当期減少額 (D)	期末帳簿価額 (E=A+B-C-D)	減価償却累計額 (F)	期末取得原価 (G=E+F)	摘要
	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	
基本財産(有形固定資産)								
土地								
建物								
基本財産合計								
その他の固定資産 (有形固定資産)								
土地								
建物								
車輌運搬費								
○○○								
その他の固定資産(有形固定資産)合計								
基本財産及びその他の 固定資産(有形固定資産) 計								
将来入金予定の償還補助金の額								
差 引								